

<保育料について>

- 【3～5歳児】 保育料（副食費や延長保育料などの諸費用を除く）は無償です。
副食費については、<3～5歳児の副食費について>をご覧ください。
- 【0～2歳児】 市区町村民税の課税状況により保育料を徴収いたします。
燕市保育料徴収金基準額表（下表）を参考にしてください。
（副食費・主食費は保育料内に含まれています。）

令和6年度（2024年度）保育料は下記のとおりです。

燕市保育料徴収金基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）						
階層区分	定義	乳児の場合（0歳児）		3歳未満児の場合（1～2歳児）		3歳以上児の場合（3～5歳児）		
		標準時間 間定	短時間 間定	標準時間 間定	短時間 間定	標準時間 間定	短時間 間定	
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	
第2	市区町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
第3	第1階層を除き、市区町村民税所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	12,000	11,800	11,000	10,900	0	0
第4		48,600円以上 57,000円未満	16,000	15,800	15,000	14,800	0	0
第5		57,000円以上 70,000円未満	20,000	19,700	19,000	18,700	0	0
第6		70,000円以上 97,000円未満	24,000	23,600	23,000	22,700	0	0
第7		97,000円以上 120,000円未満	29,000	28,600	28,000	27,600	0	0
第8		120,000円以上 169,000円未満	33,000	32,500	32,000	31,500	0	0
第9		169,000円以上 301,000円未満	38,000	37,400	37,000	36,400	0	0
第10		301,000円以上 397,000円未満	40,000	39,400	39,000	38,400	0	0
第11		397,000円以上	45,000	44,300	44,000	43,300	0	0

【備考】

- 4月分から8月分までの保育料にあつては前年度分市区町村民税の課税状況により、9月分から3月分までの保育料にあつては当年度分市区町村民税の課税状況により階層区分の判定を行う。
- 児童の属する世帯が次に掲げる世帯（以下「要保護世帯等」という。）である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金の額を、第2階層と判定された世帯は無料、第3階層と判定された世帯は1,000円減額した額に2分の1を乗じて得た額、それ以外の要保護世帯等で市区町村民税所得割が77,101円未満と判定された世帯は2分の1を乗じて得た額又は9,000円のどちらか低い金額とする。この場合において、この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
 - 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子及び男子で現に児童を扶養している者の世帯
 - 在宅障がい児（者）のいる世帯 次に掲げる在宅障がい児（者）を有する世帯
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める障害基礎年金等の受給者

（3）その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると本市が認めた世帯

3. 児童の属する世帯が要保護世帯等であり、児童の保護者が生計を一にする複数の者を養育又は監護している場合には、最年長の者から順に、2人目以降の保育料について無料とする。それ以外の世帯の児童の保護者が生計を一にする複数の者を養育又は監護している場合には、最年長の者から順に2人目の保育料にあつては、第2階層と判定された世帯は無料、それ以外の世帯は当該階層の徴収金基準額に2分の1を乗じて得た額とし、3人目以降の保育料にあつては、無料とする。この場合において、この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、対象となる者の範囲は、次のとおりとする。

（1）市区町村民税所得割額が57,700円未満と判定された世帯及び市区町村民税所得割額が77,101円未満と判断された要保護世帯等 保護者と生計を一にする次に掲げる者

ア 当該保護者が現に監護する18歳未満の児童

イ 当該保護者に監護されていた者（アに該当していた者が成年となった場合）

ウ 当該保護者又はその配偶者の直系卑属

（2）前号以外の世帯 保護者と同一世帯の児童で、保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由施設通園部、児童心理治療施設通所部及び児童デイサービスにおいて保育を実施されている者

<3～5歳児の副食費について>

公立保育園及び公立認定こども園は4,500円、公立幼稚園は3,650円徴収いたします。

（私立施設の副食費の金額については、各施設へお問い合わせください。）

以下の世帯については、副食費が免除になります。

【1号認定】 ・市区町村民税所得割が77,101円未満の世帯 ※1

・全ての世帯の第3子以降（小学校3年生以下のきょうだいのうち最年長の児童から第1子と数える）

【2号認定】 ・市区町村民税所得割が57,700円未満の世帯 ※1

（上記【備考】2の要保護世帯等にあつては77,101円未満）

・全ての世帯の第3子以降（小学校就学前のきょうだいのうち最年長の児童から第1子と数える）

（※1）4月分から8月分までの副食料にあつては前年度分市区町村民税の課税状況により、9月分から3月分までの副食費にあつては当年度分市区町村民税の課税状況により判定を行う。

保育料及び副食費滞納者への対応について

【お願い】

保育料及び副食費を滞納した場合、入園申込書に記入された連絡先へご連絡いたします。ご了承ください。